

広島県地域防災計画の修正内容(案)

(1) 防災基本計画の修正や国の通知などに伴う追加項目

概 要	内 容	策 定 箇 所			
		基本編	震災編 (地震)	震災編 (津波)	震災編 (南海トラフ)
① 住民主体の取組強化 (R1.5「防災基本計画」修正)	○県及び市町は、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、 <u>住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る旨を追加する。</u>	第2章 第3節	第2章 第3節	第2章 第3節	
② 住家被害認定調査の効率化・迅速化 (R1.5「防災基本計画」修正)	○市町は、罹災証明書の早期交付のため、住家等の被害認定調査において、 <u>航空写真や応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する旨を追加する。</u>	第4章 第2節	第4章 第2節	第4章 第2節	
③ 情報発信の充実 (R1.5「防災基本計画」修正)	○県及び市町は、命を守るために必要なリスク情報の発信を充実させるため、 <u>液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表を促進する旨を追加する。</u>		第2章 第2節	第2章 第2節	
④ 応急修理対象住家の拡充 (R1.10 災害救助法の基準改正)	○災害救助法の適用に基づく <u>住宅応急修理の対象となる住家として、半壊又は半焼に加えて、これらに準ずる程度の損傷を受けた住家も対象とする旨を追加する。</u>	第3章 第8節 第14節	第3章 第8節 第14節	第3章 第8節 第14節	
⑤ 中小企業等の事業継続への支援 (R1.5「防災基本計画」修正)	○市町、 <u>商工会・商工会議所は、中小企業や小規模事業者が行う事業継続力強化の取組を共同で支援するため、連携して、「事業継続力強化支援計画」の策定に努める旨を追加する。</u>	第2章 第3節	第2章 第3節	第2章 第3節	
⑥ 中小企業等の被害状況把握 (R1.5「防災基本計画」修正)	○県及び市町は、被災中小企業等の復興のため、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、 <u>中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める旨を追加する。</u>	第2章 第3節	第2章 第3節	第2章 第3節	
⑦ 警戒レベルを用いた防災情報の提供 (R1.5「防災基本計画」修正)	○防災関係機関は、住民の主体的な避難行動を促すため、住民が災害時にとるべき行動を直感的に理解できるよう、 <u>5段階の警戒レベルによる情報提供を行う旨を追加する。</u>	第3章 第2節			
⑧ 災害発生報告事項の追加 (H31.4「災害報告取扱要領」改正)	○市町が、災害対策基本法に基づき、県に対して災害発生報告を行う際の報告事項に「 <u>災害関連死者</u> 」の数を加えるとともに、用語の定義に「災害関連死者」を追加する。	第3章 第3節	第3章 第3節	第3章 第3節	
⑨ 災害時小児周産期リエゾンの配置 (H31.2 厚生労働省通知)	○県は、災害時の小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整等を適正かつ円滑に行うため、保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う「 <u>災害時小児周産期リエゾン</u> 」を配置する旨を追加する。	第3章 第6節	第3章 第6節	第3章 第6節	

(2) 平成30年7月豪雨災害を踏まえた追加項目

概要	内容	策定箇所			
		基本編	震災編 (地震)	震災編 (津波)	震災編 (南海トラフ)
① 災害時交通マネジメントによる渋滞対策	○県は、応急復旧時における復旧活動等への交通混乱の影響を最小限に留めるため、中国地方整備局に対し、交通マネジメント施策の包括的な検討・調整を行う「 <u>災害時交通マネジメント検討会</u> 」の開催を要請できる旨を追加する。	第3章 第7節	第3章 第7節	第3章 第7節	
② 治山対策の推進	○県、市町及び近畿中国森林管理局は、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進する旨を追加する。	第2章 第2節			
③ 医療機関等への優先給水	○市町は、応急給水を実施するにあたり、災害拠点病院や透析医療機関など、 <u>優先的に給水が必要な施設</u> の状況を考慮する旨を追加する。	第3章 第9節	第3章 第9節	第3章 第9節	第7節
④ 保健師の役割の明確化	○統括保健師は、保健師が行う活動を総合調整し、県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動するとともに、 <u>被災市町の保健師が行う活動を支援する</u> 旨を追加する。	第3章 第6節	第3章 第6節	第3章 第6節	
⑤ 応急仮設住宅の供与対象者の拡充	○ <u>応急仮設住宅の供与対象となる者の住家条件</u> について、全壊、全焼又は流出に加え、それに準ずる者として、発災後、 <u>国より通知される要件も該当となる</u> 旨を追加する。	第3章 第8節	第3章 第8節	第3章 第8節	
⑥ 住宅関係団体との連携強化	○県は、応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借上げを迅速に進めるため、協定を締結した関係団体と、 <u>平時から連絡体制や制度運用等について情報共有を図る</u> 旨を追加する。	第3章 第8節	第3章 第8節	第3章 第8節	
⑦ 公共施設等の災害応急復旧	○ <u>公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障がないよう努める</u> 旨を追加する。	第3章 第11節			

(3) その他最近の防災施策を踏まえた修正項目

概要	内容	策定箇所			
		基本編	震災編 (地震)	震災編 (津波)	震災編 (南海トラフ)
① 土砂災害警戒区域の指定完了に伴う名称統一	○県による土砂災害警戒区域の指定が完了したため、これまで <u>土石流等のおそれがある区域の名称</u> として使用していた「土砂災害危険箇所」及び「土石流危険渓流」、「急傾斜地崩壊危険箇所」を「 <u>土砂災害警戒区域</u> 」に統一する。	第2章 第2節	第2章 第2節	第2章 第2節	
② 火災気象通報の通報基準変更	○広島地方気象台が、火災予防上の <u>気象通報を行う場合の通報基準</u> を、これまで「湿度」と「風速」により構成していたものから、「 <u>乾燥注意報</u> 」及び「 <u>強風注意報</u> 」の発表基準と同一にする。	第3章 第2節			
③ 下水道施設災害における広域支援体制の確保	○県は、県内で下水道施設が被災した際に、県を超える広域的な支援を必要と認める場合は、「 <u>下水道事業における災害時支援に関するルール</u> 」に基づき、 <u>被災市町への支援体制を整える</u> 旨を追加する。	第3章 第11節	第3章 第11節	第3章 第11節	第6節